

SERIES TAINS解体新書

TAINS最新事情



-----朝倉 洋子[目黒]

はじめに

TAINS解体新書は、平成20年4月 号の「東京税理士界」に掲載されてか ら、既に5年の歳月が過ぎました。

この間、税理士に役立つデータベー スとして、数多くの最新判決や非公開 裁決を紹介するほか、税務調査を中心 とする内部通達やQ&A、内部研修資 料なども紹介してまいりました。

今回も、最新判決のほかに、国税通 則法の改正に伴い、本年1月からガラ リと変わった税務調査・理由附記に関 する詳報をお伝えいたします。

I 最新判決

1.外れ馬券事件

本年5月23日、税務会計フォーラム に「外れ馬券を必要経費に算入して執 行猶予2年の有罪判決」と速報したこ の事件は、競馬の払戻金を一切申告せ ず、約5億7000万円を脱税したとし て、所得税法違反罪に問われた元会社 員の男に対し、大阪地裁が23日、懲役 2月、執行猶予2年(求刑懲役1年) を言い渡したこと、男は市販ソフトを 改良した独自の競馬予想システムで、 100万円を元手にインターネットで馬 券の購入を始め、土日に開催される全 国の中央競馬のほぼ全レースに賭け続 け、2007年から09年までの3年間に、 約30億1000万円の払い戻しを受ける一 方、約28億7000万円を馬券代に投入 し、利益は約1億4000万円であったと いうニュースでした。

翌5月24日には、TAINS会員から の情報提供により、この大阪地裁判決 要旨はTAINSの税法データベースに 収録されました。

5月24日に税務会計フォーラムに掲 載し、5月30日付のメールニュースNo 112で「今週の判決」とお知らせした ところ、月末までの僅かの期間に「検 索キーワードベスト20」によれば、コ - ド番号Z999-9119とキーワード 「競 馬」を合わせて、214件ものアクセス があり、その迅速な反響に驚かされま

この事件は、被告人が無申告であっ たことから執行猶予付きの有罪判決で したが、判決要旨は、外れ馬券の購入 代金を雑所得の必要経費として認めた 初めての判決として、多くの実務家か らは好感をもって受け止められました が、罰金刑の金額が大幅に減額された ことを不服として大阪地検は、大阪高 裁に控訴しています。

2. 吉野工業所事件

本年4月号の解体新書では、開示請 求中としてお知らせした相互持合株式 に係る平成25年2月28日東京高裁判決 (吉野工業所事件)は、税務会計フォ ーラムで3月15日にお知らせしたとお り、国は控訴せず納税者勝訴が確定し ました。

TAINSでは2月28日東京国税局に 開示請求を行ったところ、4月10日、 高裁判決書が開示され、税法データベ -スに収録することができました。

一方、国税庁のホームページには、 4月2日、財産評価基本通達の一部改 正についてのパブリックコメントが掲 示され、15通の意見が寄せられたとい う結果も公示され、5月31日、法令解 釈通達の一部改正が行われました。

Ⅱ 最新裁決

審判所の裁決事例89集の公表

6月24日、国税不服審判所のHPに、 平成24年10月~12月分の裁決事例89集 22件が公表されました。そのうち全部 取消しと一部取消しは17件、棄却は5 件でした。検索方法は、下記のとおり

【税区分】全範囲【検索範囲】裁決

【キーワード】

J89- (前方一致)(法令コード) →

Ⅲ 税務調査手続等に関す るFAQ

税務調査手続等に関するFAQは、 解体新書本年4月号では、取りあえず 全7件中、最初の【共通】というファ イルのみ収録したこと、残りは入手次 第、順次収録することをお知らせして いたところですが、その後開示され、 全7件の収録を完了いたしました。内 容は(TAINS会員に配信されているメ ールニュース速報済み)下記のとおり です。

税務調査等に関するFAQは、国税 庁ホームページに(一般納税者向け) と(税理士向け)とがアップされてい ますが、これとは別の、より詳しい 『FAQ(職員用)』を情報公開法によ り入手し、全7件の収録が完了しまし た。検索方法と内容は下記のとおり。

【税区分】その他

【検索範囲】通達

【キーワード】

FAQ(全角)→7件(168頁) 課税総括課 43頁 【共通】 【法人課税事務関係】

法人課税課 30頁 【資産課税編】 資産課税課 4百

【調査課関係】 調査課 44頁 FAQ・実施例(シナリオ) 【個人課税編】 個人課税課 8頁 【間接諸税編】 消費税室 7頁 【酒税編】 酒税課 9頁 ※4番目の【調査課関係】には、pdf で23頁のシナリオがリンクされていま

シナリオの内容は下記のとおりです。

(1) 実地の調査

(①連結調査 ②移転価格)

(2) 調査省略等

(①行政指導、②外国法人無申告実態 確認、③事前確認に係る報告書(年次 報告書)の検討)

これらの税務調査に関する情報は、 実務家である税理士にとって、非常に 貴重な情報です。メールニュースで速 報しているとおり①平24.3.16発遣の 「税務調査手続等の試行の先行実施に ついて(指示)」から、②平24.9.20発 遣の「調査手続等に関する当面の事務 実施要領について(指示)」を経て、 ③平24.11発遣の「FAQ(職員用)」 に至るまで、全てマスキングの部分は ありません。

膨大な頁数になりますが、国税職員 の方々も、これだけの資料に目を通 し、新しい制度としての税務調査に関 して研修を積み重ねているという事実 をおろそかにすることなく、税理士も 更なる自己研修を真摯に続けなければ これからの新税務調査に対応すること はできません。

税務調査に関する訴訟では、昭和48 年7月10日の荒川民商事件最高裁決定 がリーディングケースとして、永年に わたり判で押したように引用されてき ました。「質問検査の範囲、程度、時期、 場所等実定法上特段の定めのない実施 の細目については、右にいう質問検査 の必要があり、かつ、これと相手方の 私的利益との衡量において社会通念上 相当な限度にとどまるかぎり、権限あ る税務職員の合理的な選択に委ねられ ているものと解すべきである。」

新しい税務調査手続の全体像に向け て、税理士も、調査担当職員も更なる 研修の継続によりその具体的な構築が 図られることを期待しています。

収録内容に関するお問合せはデータ ベース編集室へ

03 - 5496 - 1416

これまでのご経験と実績。 顧問先の経営改善に もっと活かすべきです。 顧問先もそれを望んでいます。

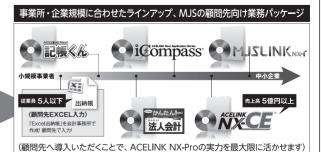


MJSは強力ツールACELINK NX-Proと 顧問先業務システムとの連携で全面支援。



経営提案できる会計事務所へ。 自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。 ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進しま す。さらにNX-Proなら、経営分析-決算予測-資金繰計画-利益計画のPDCAサイクルの 確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行う ことで、実りある提案を実現します。





MJS

株式会社ミロク情報サービス

東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48 階 〒163-0648

●ACELINK NX-Pro、ACELINK Navi記帳くん、iCompass、MJSLINK NX-I、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会計ミロク情報サービスの商標又は登録商標です